

冬季

死亡災害ゼロ 100日運動

令和6年
11月21日

令和7年
2月28日

当地域では、死亡労働災害の防止と徹底を図るため、夏季の101日間と冬季の100日間を労働者の生命を守る重要な活動期間と位置づけ、平成8年度から継続して「夏季死亡災害ゼロ101日運動」と「冬季死亡災害ゼロ100日運動」に取り組んでいます。

死亡労働災害の発生状況として、過去28年間のうち26年で年間1～6人の方が亡くなっているという現状があります。

自分たちの職場での「死亡災害ゼロ」を確実なものとし、ひいては当地域での「死亡災害ゼロ」を達成するため、各事業場におかれましては、安全衛生管理体制を強固なものとし、労働者一人ひとりの安全衛生意識の高揚を図り、労使双方の協力のもと各重点事項への取組みをお願いします。

4つの重点

冬季特有の労働災害を防止しましょう！

墜落災害をなくそう！

製造装置等機械設備による
労働災害をなくそう！

車両系機械による労働災害をなくそう！

詳細は裏面をご覧ください

主唱者 一関労働基準監督署
一関労働災害防止団体等連絡協議会

公益財団法人岩手労働基準協会一関支部
建設業労働災害防止協会岩手県支部一関分会
建設業労働災害防止協会岩手県支部千厩分会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部一関分会
林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部一関分会

一関電気工事業災害防止協議会
一関市水道工事業協同組合
千厩町工業クラブ
前沢工業クラブ

実施者 各事業場

この資料は、事業場内の見やすい場所に掲示するか、コピーを労働者に配布しましょう。



冬季死亡災害ゼロ100日運動



運動を有意義なものにするために

1 安全意識と安全知識を高めましょう！

同じ作業、同じ環境が繰り返されると、人間は危険の認識が薄れていくことが多くあります。成功体験（今まで何も無かったから大丈夫だろう）もデメリットに成り得ます。そのような状況のまま安全活動をする、効果は上がり、逆にマイナスの効果（危険を放置・容認）になることもあります。

そのことも踏まえ、災害防止の強化運動期間として、

- ① 安全意識の高揚を図る取り組みをしましょう。
- ② 安全知識を深める取り組みをしましょう。
- ③ 災害事例を学ぶことは、安全意識と安全知識の高揚あるいは切り替えに有効ですので、活用しましょう。(※1)
- ④ 点検のやり方として、有無（○×）だけでなく、適否（数段階評価）で見ると、さらに高いレベルの方法を探る・考えるきっかけにつながります。

※1…災害事例はインターネットの「職場のあんぜんサイト」からも見ることができます。



3 慣れた作業方法も安全の適否を運動期間中に点検しましょう！

「当たり前」と思っていたやり方にも危険が潜在しているかもしれません（昨年死亡災害が発生しています）

- 作業ごとに、作業方法が明確になっていますか？
(適否を評価するためには、まずは手順などを手順書として見える化してみましょ。そうすることで、不明確・曖昧な部分、じつは適切でない部分などが探しやすくなります。)
- 作業方法を再点検しましょう
- 点検結果を踏まえて、必要に応じて作業方法を安全なものへ修正しましょう
- 作業方法は定期的に関係者に安全教育を行いましょう。

2 安全管理体制を活性化し、安全作業を行いましょう！

(1)労働者の皆様は安全な作業を進めましょう

- ① 職場内の安全に関するルール、作業手順などを改めて再確認しましょう。
- ② 上記①を踏まえながら自身の順守状況を見つめ直し、これから(も)徹底していきましょう。
- ③ 指差呼称や一人KYなどの注意行動も積極的に行いましょう。

(2)安全、衛生管理者(又は推進者)の職務を活性化させましょう

- ① 業種、労働者数に応じて選任されている「安全管理者」、「衛生管理者」、「安全衛生推進者」(以下「安全管理者等」とする)の必要な職務内容を改めて再確認しましょう。
- ② 上記①を踏まえながら安全管理者等の管理活動の実施状況を点検し、より一層の積極的な職務遂行をしましょう。
- ③ 安全パトロールや巡視などの活動に、別部署の労働者や経験年数の短い労働者を同行させ、安全衛生意識の高揚・育成を図りましょう。

(3)作業主任者の職務を活性化させましょう

- ① 法令で定める業務に応じて選任されている「作業主任者」の必要な職務を改めて再確認しましょう。
- ② 上記①を踏まえながら作業主任者としての管理の実施状況を点検し、より一層の積極的な職務遂行をしましょう。

(4)安全、衛生委員会を活性化させましょう

- ① 業種、労働者数に応じて必要とされている「安全委員会」、「衛生委員会」の必要な審議事項を改めて再確認しましょう。
- ② 上記①を踏まえながら委員会の審議状況を点検し、より一層の活発な審議にしましょう。



重点事項 1 冬季特有の労働災害をなくそう！

「いわて年末年始無災害運動」と「冬季転倒災害防止対策強化期間」に取り組みましょう。

(1)冬季特有災害の防止 (※2)

- ①積雪・凍結による転倒災害(※3)、墜落災害の防止
- ②車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止
- ③雪下ろしの際の災害防止
- ④火災・火傷の防止
- ⑤一酸化炭素中の防止
- ⑥凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止
- ⑦作業時の保温・体操の実施
- ⑧その他の冬季特有災害の防止

※2…詳細な内容は「いわて年末年始無災害運動のリーフレットの裏面」を参照してください。
※3…詳細な内容は「冬季転倒災害防止対策強化期間リーフレット」を参照してください。



重点事項 2 墜落災害をなくそう！

- ① 高所作業場所には、事前に
 - ・ 足場あるいは手すりのある作業床の設置
 - ・ 上記が困難な場合は、防網、墜落制止用器具取付設備+墜落制止用器具を準備しましょう。
- ② はしご、脚立は安全な使用方法を理解した上で使用しましょう。
- ③ 荷台作業時における墜落防止設備、立ち位置・向き・姿勢を確認しましょう。
- ④ 車両の昇降は3点支持で行いましょう。
- ⑤ 高所作業ではヘルメットを着用しましょう。



重点事項 3 製造装置等機械設備による労働災害をなくそう！

- ① 機械設備に危険な箇所がないか総点検をしましょう。
- ② トラブル処理や掃除などの非常作業時のルールを再確認しましょう。



重点事項 4 車両系機械(※4)による労働災害をなくそう！

※4…車両系建設機械、車両系荷役運搬機械及び木材伐出機械

(1)接触防止対策を実行しましょう

- ① 車両系機械の走行・旋回範囲と死角範囲を、関係者全員で再確認しましょう。
- ② 現状の接触防止対策の適否を確認し、必要に応じて適切な方法に改善しましょう。
- ③ 発進・旋回の動作開始前には、指差呼称等による周囲確認を徹底して行いましょう。

(2)横転・転落防止対策を実行しましょう

- ① 路肩や軟弱地盤などの横転・転落の危険のおそれがないかを確認しましょう。
- ② 横転等の危険のおそれがある場合は、必要な幅員の保持、路肩明示、路肩補強、誘導者の配置等の措置を講じましょう。

(3)共通

- ① 作業計画(※5)の内容を再確認しましょう。
- ② 作業計画に基づき作業を行いましょう。

※5…作業計画は、車両系機械による作業を行う時に労働安全衛生規則に基づき定める必要があるものです。

